○三〇七・七一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの				
	貝柱				
	はまぐり				
	その他のもの				
	赤貝（生きているものに限る。）及びあさり				
	その他のもの				
○三〇七・七九	その他のもの				
	冷凍したもの				
	貝柱				
	はまぐり				
	その他のもの				
	あさり				
	その他のもの				
	くん製したもの				
	その他のもの				
	貝柱				
	はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）				
○三〇七・八一	その他のもの				
	はまぐり（乾燥したものに限る。）				
○三〇七・八九	その他のもの				
	あわび（ハリオティス属のもの）				
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの				
	その他のもの				
	冷凍したもの及びくん製したもの				
	その他のもの				
	その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）				
○三〇七・九一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの				
	貝柱				
	いか				
	もんごういか				
	その他のもの				
	その他のもの				
	スキャロップ（いたやがい科のもの）				
	その他のもの				
	しじみ				
	その他のもの				
○三〇七・九九	その他のもの				
	冷凍したもの				
	貝柱				
	いか				
	もんごういか				
	その他のもの				
	その他のもの				
	スキャロップ（いたやがい科のもの）				
	その他のもの				
	しじみ				
	その他のもの				

					五%
X	A		X		P
					(7)

					くん製したもの
					その他のもの
○三〇八・一一					水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）
○三〇八・一九					なまこ（スティコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの）
					生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
					その他のもの
○三〇八・二一					うに（パラケントロトゥス・リヴィドゥス、ロクセキヌス・アルブス、エキヌス・エスクレントゥス及びストロンギュロケントロトゥス属のもの）
○三〇八・二九					生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
					その他のもの
					くん製したもの
					その他のもの
○三〇八・三〇					冷凍したもの
					その他のもの
○三〇八・九〇					くらげ（ロピレマ属のもの）
					その他のもの
					生きているもの及びくん製したもの
					生鮮のもの、冷蔵したもの及び冷凍したもの
					生鮮のもの及び冷蔵したもの
					冷凍したもの
					うに
					くらげ
					その他のもの
					うに及びくらげ
					うに
					くらげ
					その他のもの

					X A
					その他のもの
					水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）
					なまこ（スティコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの）
					生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
					その他のもの
					うに（パラケントロトゥス・リヴィドゥス、ロクセキヌス・アルブス、エキヌス・エスクレントゥス及びストロンギュロケントロトゥス属のもの）
					生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
					その他のもの
					くん製したもの
					その他のもの
					冷凍したもの
					その他のもの
					くらげ（ロピレマ属のもの）
					その他のもの
					生きているもの及びくん製したもの
					生鮮のもの、冷蔵したもの及び冷凍したもの
					生鮮のもの及び冷蔵したもの
					冷凍したもの
					うに
					くらげ
					その他のもの
					うに及びくらげ
					うに
					くらげ
					その他のもの

					七%
X	A		B		5
					七%
X	A		B		3
					七%
A			B		5
					七%
A			B		3
					七%
A			B		5
					七%
A			B		3

					第四類
○四・〇一					酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品
					ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）
○四・〇二					ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）
○四〇二・一〇					粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。）
○四〇二・二一					粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%を超えるものに限る。）
○四〇二・二九					砂糖その他の甘味料を加えてないもの
					その他のもの
○四〇二・九一					その他のもの
					砂糖その他の甘味料を加えてないもの
					脂肪分が全重量の七・五%を超えるもの
					加圧容器入りにしたホイップドクリーム
					その他のもの
					その他のもの

					二五・五%
X	X	P		S	X
					(9)